

委託業務概要書

市長	副市長	総務部長	部長	企画監	課長	課長補佐	係長	課員	審査	設計

執行年度		令和 9 年 度								
委託業務の名称		令和 9 年度～令和 1 1 年度 稲敷市立桜川小学校スクールバス運行管理業務委託(単価契約)							設計種別	
									実施 ・ 変更	
履行場所		稲敷市柏木 4－5 稲敷市立桜川小学校								
施工方法		委 託			原契約年月日		平成 年 月 日			
工期又は履行期間		令和9年4月1日から令和12年3月31日まで1096日間								
請負人又は受託者										
費 目	起 工	第 1 回変更	増 減 (△)	変更請負に付する工事価格 ＝変更積算工事価格×請負比率 請負比率： $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第 7 位切り捨て 6 位止め) 変更積算工事価格 円 請負比率 変更工事価格 円						
起 工 額	円	円								
請負(委託)に付する額	円	円	円							
工事(業務)価 格	円	円	円							
測量試験費又は工事雑費		円	円							
消費 税 相 当 額	円	円	円							
請負(委託)決 定 額	円	円	円							
設 計 概 要										
内 容			使用するバスのサイズ				台数	運行日数		
登下校の児童送迎	阿波ルート 1	概ね児童が最大 4 0 名程度着席可能な中型バス				1	年間200日			
	阿波ルート 2	概ね児童が最大 4 0 名程度着席可能な中型バス				1	年間200日			
	浮島ルート 1	概ね児童が最大 4 0 名程度着席可能な中型バス				1	年間200日			
	浮島ルート 2	概ね児童が最大 4 0 名程度着席可能な中型バス				1	年間200日			
変更理由										

令和 9 年度～11 年度

稲敷市立桜川小学校スクールバス運行管理業務委託（単価契約）

仕様書

令和 8 年 9 月

稲敷市教育委員会 学務管理課

◇業務の内容

稲敷市立桜川小学校（以下「学校」という。）の児童が利用するスクールバスの運行管理業務を委託する。

◇契約期間及び履行期間

契約締結日から令和12年3月31日までとし、契約締結日から令和9年3月31日までの期間は、本業務を履行するための準備期間とする。バスの運行管理期間（履行期間）は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

◇使用車両

- 1 受託者（以下、運行事業者という）が所有またはリース契約等により保有する（業務開始日時点での見込も可）、概ね児童が最大40名程度着席可能な中型バス4台。座席ではシートベルトを着用できるものとする。1台は補助席以外の正座席が35席以上ある車両、その他3台は補助席以外の正座席が32席以上ある車両とする。ただし、スクールバスの点検・修理・故障のため用意する代替車両は、この限りではない。その場合は、稲敷市教育委員会及び学校へ連絡をするとともに、安全かつ円滑な業務が可能な車両を確保すること。
- 2 運行日においては車両に桜川小学校スクールバスであることが一目で分かるように表示を行うこと。
- 3 車両の保守に必要な一切の修理及び法令に基づく自動車運行上必要とされる作業等は全て運行事業者が実施するものとし、費用も運行事業者の負担とする。

◇運行日

上記の契約期間のうち、校長が指定する日とし、年間概ね200日、3年間で概ね600日の運行を見込んでいる。

◇運行経路及び運行時刻等

- 1 運行経路、停車場所及び運行時刻については別紙のとおりとするが、学校の行事、特別日課及び緊急の場合等は、学校と調整し、柔軟に運行すること。例として、学校行事や天災等による変則的な登下校時間、引き渡し訓練等により登校のみの運行になる日がある。
- 2 契約期間中に稲敷市教育委員会及び学校長の指示により、運行経路、停車場所及び運行時刻等を追加・変更等をする場合がある。
- 3 毎月の運行計画（臨時運行を含む）は、前月25日までに学校から運行事業者に提示するものとする。また、天災等による運行時刻の変更、臨時休業については、決定し次第、学校から運行事業者に連絡する。
- 4 稲敷市教育委員会及び学校長は、運行事業者に対し運行業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

- 5 受注者は、スクールバスの運行を開始するにあたり、運行開始までに必要に応じて試運行を行うものとする。実施の内容については、教育委員会と協議の上決定する。なお、試運転実施日については、履行期間前であったとしても対応をすること。

◇運行事業者の責務等

- 1 運行事業者は、運行業務の管理を行う運行管理責任者（以下「責任者」という。）を選任し、これを発注者に通知しなければならない。責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 責任者は児童の円滑なスクールバス利用のため、運転者、学校及び稲敷市教育委員会との連絡調整に努めるものとする。
- 3 運行事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年省令第44号）第35条及び第36条で定める運転者を選任し、氏名及び年齢等を記載した名簿及び資格証等の写しを提出するものとする。
- 4 運転者については、業務遂行に支障のない大型二種免許所有者とする。
- 5 運行事業者は、運転者が安全かつ円滑な業務が可能な状態であることを旅客自動車運送事業運輸規則第24条に基づき、日々対面による点呼等により確認するものとする。また、運行前及び運行後には、十分な車両点検を実施するものとする。
- 6 運行事業者は、運転者の運転及び接客マナー等の向上にかかる教育に努め、利用する児童に対し、常に親切丁寧な心がけを徹底し、細心の注意をもって安全確保に努めるよう指導監督するものとする。
- 7 運行事業者は、運転者に利用児童名簿を常時携行させ、乗車している児童の安全を最優先に運行するものとする。
- 8 運行事業者及び運転者は、業務上知り得たことについては、第三者に漏らしてはならない。
- 9 運行後は、車内に利用者が取り残されていないか確認するとともに、車内外の清掃を行い常に清潔にしておくこととする。忘れ物等は、学校に連絡の上、保管しておくこととする。
- 10 運転者は、本業務を行うにふさわしい制服等を着用するものとし、費用は運行事業者の負担とする。
- 11 運転者は、業務の円滑な遂行を妨げるような行動をしてはならない。業務に著しく不当と認めるものがあるときは、稲敷市は運行事業者に対してその理由を明示し交替を求めることができる。
- 12 運行事業者が、本仕様書に基づいた契約に違反したときは、稲敷市は直ちに本契約を解除することができる。なお、契約解除に伴う運行事業者の損失については、稲敷市は責を負わないものとする。

◇委託料

委託料の積算にあたっては、令和7年9月25日付け一部改正 国土交通省自動車局

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」及び令和 7 年 9 月 26 日関東運輸局より公示された道路運送法第 9 条の 2 第 2 項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領に基づき、別紙『経費積算内訳書』により算出すること。

◇業務内容の報告

運行事業者は、各月の業務が完了したときは、その業務内容等を取りまとめの上、翌月の 10 日までに稲敷市委託業務執行に関する事務取扱要領（平成 17 年稲敷市告示第 70 号）で定める業務（一部）完了通知書（別記様式第 6 号）及び業務報告書を稲敷市教育委員会に提出し、内容について検査を受けなければならない。ただし、運行の無かった月は除く。

◇委託料の支払い

- 1 運行事業者は、前項で定める検査に合格した際に、書面で部分払による支払請求をすることができる。
- 2 当該業務について、各ルート登校時 1 便、下校時は、月・火・水・金曜日及び木曜日の委員会・クラブ活動のない日が 1 便、木曜日の委員会・クラブ活動がある日（年間 20 日程度）が 2 便の運行とする。また、下校指導を実施する日（月 3 回程度）は、終点バス停到着後、小学校へ戻るルートとする。運行が超過または不足した分の運賃については、入札時の経費積算内訳書に基づき、前項で定める検査結果及び運行日数等の実績に応じて増減した額で清算するものとする。
- 3 運行当日に学校及び稲敷市教育委員会が運行中止を判断した場合は、その日予定されていた運行料金の 50%を支払うものとする。

◇事故の責任

- 1 運行事業者は、事故その他の緊急事態が発生した場合、直ちに適切な措置を講じるとともに、学校及び稲敷市教育委員会に通報しなければならない。
- 2 運行業務の履行中における運行事業者の過失等による事故については、その責任において誠実に処理するものとする。
- 3 運行事業者は、運行業務の履行に関わる事故等に備え、十分な補償対応が可能な体制及び損害保険加入等の賠償手段を講じること。
- 4 運行事業者がスクールバスの運行管理業務中に発生した自動車事故の処理については、運行事業者が全面的に行うものとし、事故により第三者に損害を与えた場合は、損害賠償金の支払い、示談交渉・訴訟手続きに係る費用及び弁護士費用等、解決に要する一切の費用について全て運行事業者が負担するものとする。

◇代替車両による児童の送迎

原因が運行事業者の責めに帰すべき事由以外の不測の事態も含め、スクールバスの点

検・修理・故障や交通事故等のためスクールバスが走行不能、あるいは安全に走行できない状態となった時は、速やかに稲敷市教育委員会及び学校へ連絡をするとともに、運行事業者の責任と費用において用意する代替車両により、直ちに運行手段を確保して児童の送迎をおこなうこと。

◇その他特記事項

- 1 本契約は、1日あたりの単価契約とする。契約額は、各ルートの合計運賃（登校1便/下校1便、登校1便/下校2便、登校1便/下校1便【下校指導・阿波ルート】、登校1便/下校1便【下校指導・浮島ルート】）ごとに設定する。
- 2 各ルートごとの1日当たりの合計運賃を基に算出した、3年間の総額（税抜き）を入札書に記載すること。
なお、総額については、各ルートごとの運行予定日数を基に算出したものであり、運行日数及び支払い額を保証するものではない。
- 3 1便目と2便目の間の待機時間については、経費積算内訳書「ナ」に含めることとする。
- 4 入札の際には、経費積算内訳書及び**確約書**を併せて提出するものとする。
- 5 本仕様書に添付されている運行時刻表、運行経路図は、スクールバス運行の全体概要を示したものであり、細部については、児童の通学方法の変更、通学状況などにより、運行開始前及び運行が開始した年度途中にも変更があり得る。
- 6 本業務において、登校時と下校時の運行ルートが異なる箇所があるため、細心の注意を払い運行を行うこと。
- 7 受託者（運転手を含む）は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、稲敷市個人情報保護条例等の規定を順守し、適切に管理すること。
- 8 本仕様書に定める提出書類は、両者協議のうえ定める。
- 9 契約期間中に発生した天災その他不可抗力により、この仕様に定める条件が不適当となったとき、双方協議の上、対応を決めるものとする。
- 10 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、双方協議の上、決定することとする。

稲敷市立桜川小学校スクールバス運行経路図(登校時)

阿波ルート 1 (登校)

乗降場所	時刻
① 桜川公民館	7:30
② 中須賀津	7:33
③ 山来	7:36
④ 四箇中央	7:38
⑤ 来栖	7:41
⑥ 酒井入口	7:44
⑦ あらい	7:48
⑧ 不動尊	7:50
⑨ 神宮寺	7:52
桜川小学校	7:58

阿波ルート 2 (登校)

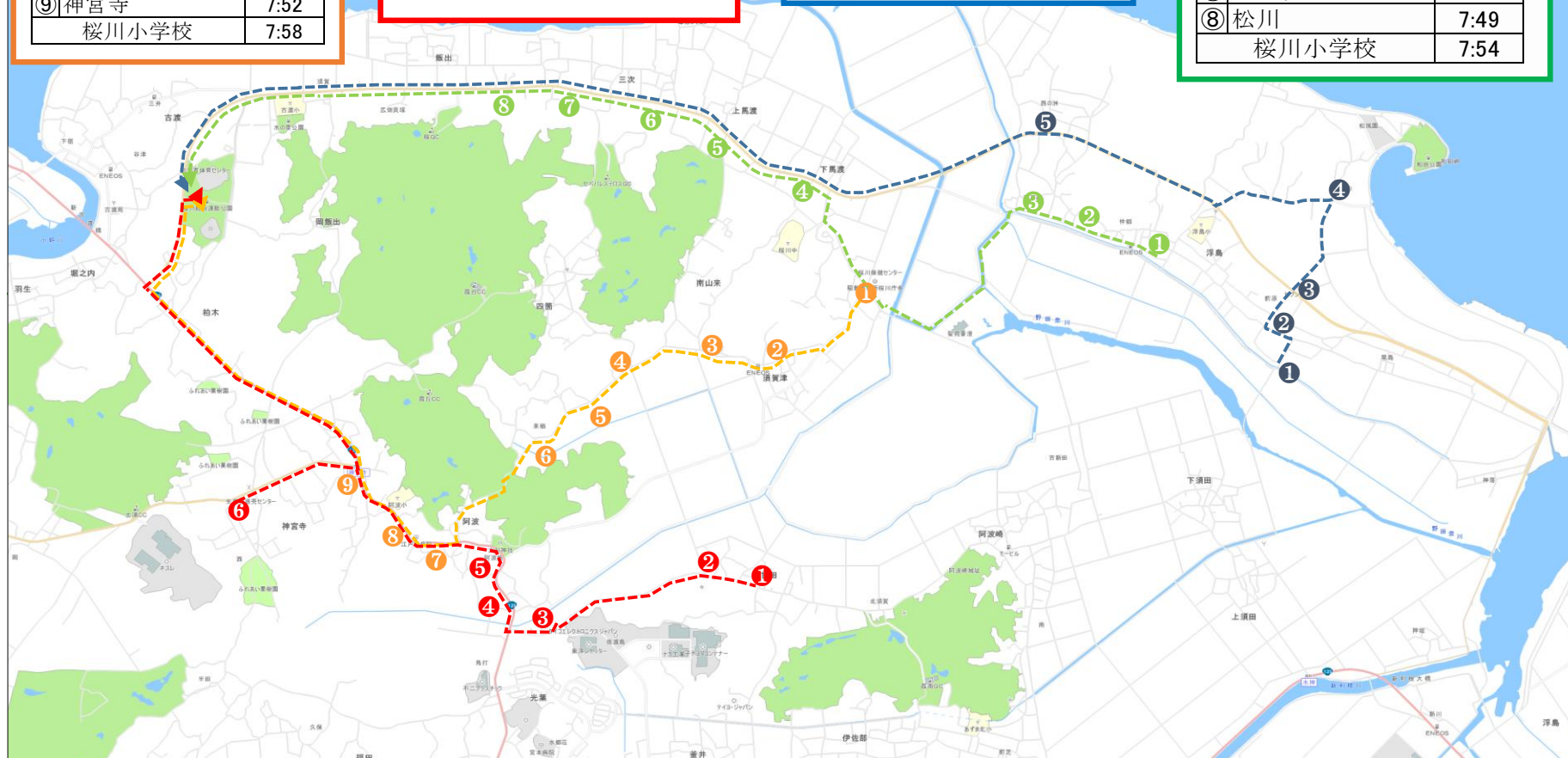
乗降場所	時刻
① 東甘田	7:30
② 西甘田	7:31
③ 阿波住宅	7:35
④ 教会下	7:38
⑤ 郵便局	7:41
⑥ 桜川直売センター	7:45
桜川小学校	7:52

浮島ルート 1 (登校)

乗降場所	時刻
① 小舟戸 1	7:30
② 小舟戸 2	7:31
③ 浮島コンビニ	7:33
④ 和田公園入口	7:36
⑤ 西ノ洲	7:41
桜川小学校	7:52

浮島ルート 2 (登校)

乗降場所	時刻
① 浮島中央	7:30
② 前浦	7:31
③ 戸崎	7:32
④ 下馬渡	7:38
⑤ 上馬渡	7:41
⑥ 東三次	7:44
⑦ 西三次	7:47
⑧ 松川	7:49
桜川小学校	7:54



稲敷市立桜川小学校スクールバス運行経路図(下校時)

阿波ルート1 (下校)

乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① あらい	14:27	15:17
② 阿波住宅	14:31	15:21
③ 教会下	14:34	15:24
④ 郵便局	14:36	15:26
⑤ 酒井入口	14:42	15:32
⑥ 来栖	14:45	15:35
⑦ 四箇中央	14:47	15:37
⑧ 山来	14:49	15:39
⑨ 中須賀津	14:52	15:42
⑩ 桜川公民館	14:56	15:46

阿波ルート2 (下校)

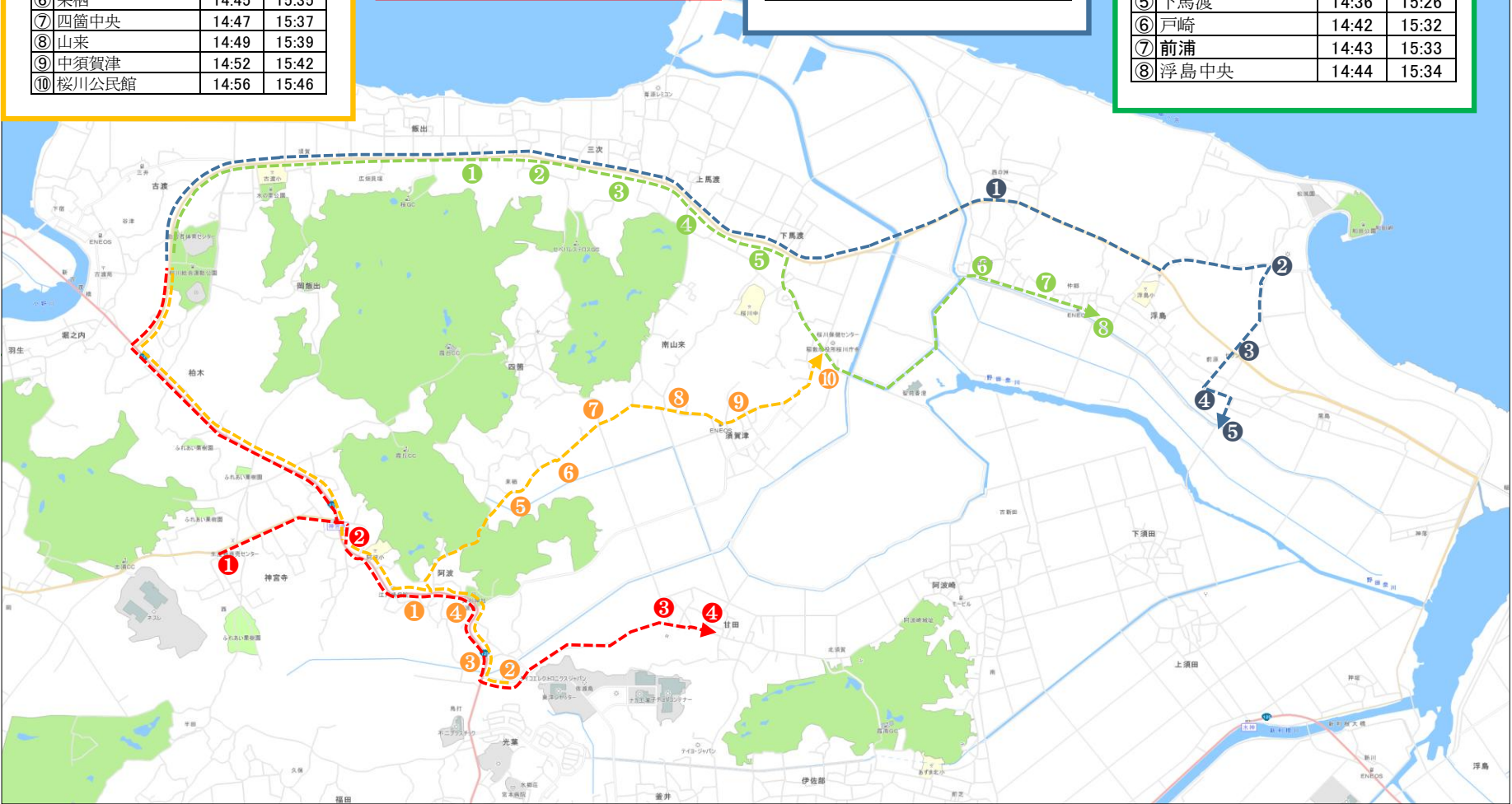
乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① 桜川直売センター	14:27	15:17
② 山田自動車前	14:31	15:21
③ 西甘田	14:37	15:27
④ 東甘田	14:39	15:29

浮島ルート1 (下校)

乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① 西ノ洲	14:31	15:21
② 和田公園入口	14:36	15:26
③ 浮島コンビニ	14:39	15:29
④ 小舟戸2	14:41	15:31
⑤ 小舟戸1	14:42	15:32

浮島ルート2 (下校)

乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① 松川	14:25	15:15
② 西三次	14:27	15:17
③ 東三次	14:30	15:20
④ 上馬渡	14:33	15:23
⑤ 下馬渡	14:36	15:26
⑥ 戸崎	14:42	15:32
⑦ 前浦	14:43	15:33
⑧ 浮島中央	14:44	15:34



桜川小学校スクールバス運行時刻表

※下校運行について
 ・週3日14:20発、週2日15:10発
 ・年間約20日、2便運行
 ・月3日程度下校指導のため、終点バス停到着後、小学校へ戻るルートとする。

阿波ルート1（登校）

乗降場所	時刻
① 桜川公民館	7:30
② 中須賀津	7:33
③ 山来	7:36
④ 四箇中央	7:38
⑤ 来栖	7:41
⑥ 酒井入口	7:44
⑦ あらい	7:48
⑧ 不動尊	7:50
⑨ 神宮寺	7:52
桜川小学校	7:58

阿波ルート1（下校）

乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① あらい	14:27	15:17
② 阿波住宅	14:31	15:21
③ 教会下	14:34	15:24
④ 郵便局	14:36	15:26
⑤ 酒井入口	14:42	15:32
⑥ 来栖	14:45	15:35
⑦ 四箇中央	14:47	15:37
⑧ 山来	14:49	15:39
⑨ 中須賀津	14:52	15:42
⑩ 桜川公民館	14:56	15:46

阿波ルート2（登校）

乗降場所	時刻
① 東甘田	7:30
② 西甘田	7:31
③ 阿波住宅	7:35
④ 教会下	7:38
⑤ 郵便局	7:41
⑥ 桜川直売センター	7:45
桜川小学校	7:52

阿波ルート2（下校）

乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① 桜川直売センター	14:27	15:17
② 山田自動車前	14:31	15:21
③ 西甘田	14:37	15:27
④ 東甘田	14:39	15:29

浮島ルート1（登校）

乗降場所	時刻
① 小舟戸1	7:30
② 小舟戸2	7:31
③ 浮島コンビニ	7:33
④ 和田公園入口	7:36
⑤ 西ノ洲	7:41
桜川小学校	7:52

浮島ルート1（下校）

乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① 西ノ洲	14:31	15:21
② 和田公園入口	14:36	15:26
③ 浮島コンビニ	14:39	15:29
④ 小舟戸2	14:41	15:31
⑤ 小舟戸1	14:42	15:32

浮島ルート2（登校）

乗降場所	時刻
① 浮島中央	7:30
② 前浦	7:31
③ 戸崎	7:32
④ 下馬渡	7:38
⑤ 上馬渡	7:41
⑥ 東三次	7:44
⑦ 西三次	7:47
⑧ 松川	7:49
桜川小学校	7:54

浮島ルート2（下校）

乗降場所	1便目	2便目
桜川小学校	14:20	15:10
① 松川	14:25	15:15
② 西三次	14:27	15:17
③ 東三次	14:30	15:20
④ 上馬渡	14:33	15:23
⑤ 下馬渡	14:36	15:26
⑥ 戸崎	14:42	15:32
⑦ 前浦	14:43	15:33
⑧ 浮島中央	14:44	15:34